

農山漁村地域持続的発展活動支援事業 (通称:農山漁村SD事業)

募集のご案内

地元の農林水産物を使って「地域を元気にする取組み」を応援します！！

【募集期間】令和3年5月17日(月)～令和3年6月30日(水)

県では、農山漁村で、地元の農林水産物や地域資源(自然環境、伝統文化など)を活用して、地域を元気にする取組みを支援しています。(活動経費の一部を助成)

- (例) ・ 6次産業化の取組み (地元でとれた農林水産物を商品化し販売する活動)
・ 農林水産物生産の取組み (地元固有の農林水産物を地域内に広めようとする活動)
・ 再生エネルギーの活用 (木くずを活用して電力をつくる活動、それを活用した取組み)

応募資格

- (1) 2人以上で組織される団体・組織 及び個人
(2) 農林漁業者・農林漁業者で構成するグループ 等
※取組内容により異なりますのでご注意ください。

対象事業

(1) 6次産業化の取組み

- ① 地元の農林水産物を使った商品の開発に向けた検討
② 加工品、雑貨、小物等の試作、料理、体験メニューの開発
③ 食品等成分分析、市場調査 (試作・販売の事前検討)
④ 加工商品等のデザインやパッケージの開発
⑤ 試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 など

(2) 農林水産物生産の取組み

- ① 伝承作物等を新たに栽培する取組みの検討、試行
② 現在生産している農林水産物の価値を高めるため、新たな生産技術導入の検討、試行 など

(3) その他の取組み

- ① 木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの生産・活用
② 糞などを活用した再生可能エネルギーの循環の仕組みづくり
③ その他、目的達成に向け知事が認める取組み など

(4) (1)～(3)に必要な最低限度の機器等の導入

補助率等

(1) 事業検討の場合

- ① 検討に要する経費
補助率:2/3 (上限:300千円/件)

(2) 機器等導入の場合

- ① 検討に要する経費
補助率:2/3 (上限:300千円/件)
② 機器等導入に係る経費
補助率:1/2 (上限:1,600千円/件)

「地域資源」とは?

地域で生産される農産物、森林資源(特用林産物・木材等)、水産資源、自然環境のほか、地元固有の郷土料理、伝統文化や生活文化、加えて地元の施設(宿泊施設・遊休施設等)、農地(棚田等)などを指します。



事業の取組みイメージ(例)

実施者	取組みテーマ	事業の内容
農業生産者	新たな加工品づくり	○ 転作作物(ブルーベリー等)の収穫体験を活用。 ○ ブルーベリーのジャムやロールケーキを商品化し販売。
農業生産者	新たな作物の導入	○ 水稻栽培に加えて、地域の伝承野菜等を導入。 ○ 直売所等で販売し、所得確保に取り組む。
林業生産者	里山の再生地域活性化	○ 地域の里山・山林の再生整備方法や、伐採した木材・竹材等の利活用方法(バイオマス燃料、散策道の敷材等)を検討。
漁業生産者	漁村の再生地域活性化	○ 地魚を活用した加工品開発。 ○ 漁業体験メニューの開発や、郷土食のレシピ化など漁村文化の伝承。



裏面もご覧ください

応募期間

令和3年5月17日（月）～令和3年6月30日（水）

応募の流れ

取組内容の事前相談

下記相談窓口に、現在の構想をお話してください。
書類作成に必要なアドバイスが受けられます。

事業実施計画の作成

相談を踏まえて、応募に必要な計画を作成します。
具体的な取り組みを明記し、活動拠点のある市町村へ提出します。

【機器等導入展開型の場合】

機器等導入・
活用計画の作成

事業実施計画を提出した後、機器等導入・活用計画を作成し、
総合支庁に提出します。

県審査会の開催

提出された計画書と市町村の意見を参考に内容を審査します。

- ①応募資格（応募者の要件が適正であるか）
- ②事業内容（対象となる事業内容が適正であるか）

※事業計画に係る問合せ（書面）又はヒアリングを実施する場合があります。

計画の承認

補助金交付申請

総合支庁に補助金交付申請書を提出します。
事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。

応募に必要な書類

- ◆事業実施計画書提出文書（実施要領別記様式第2号）
- ◆事業実施計画（実施要領別記様式第1号）
- ◆その他計画の詳細が分かる資料等



農村計画課ホームページ
（令和3年度「山形県農山漁村持続的
発展活動支援事業」補助対象事業の
募集）

※県ホームページに実施要領、公募要領（応募に必要な様式）等を掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

[ホーム](#) > [産業・しごと](#) > [農業](#) > [経営支援](#) >

[令和3年度「山形県農山漁村持続的発展活動支援事業」補助対象事業の募集](#)

提出先・提出期限

	提出先	提出期限
事業実施計画書	活動拠点のある市町村	6月30日（水）まで
機器導入・活用計画書	総合支庁（下記の相談窓口）	8月31日（火）まで

事業の相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
村山総合支庁地域産業経済課	山形市鉄砲町二丁目19-68	TEL.023-621-8432
最上総合支庁農業振興課	新庄市金沢字大道上2034	TEL.0233-29-1316
置賜総合支庁地域産業経済課	米沢市金池七丁目1-50	TEL.0238-26-6092
庄内総合支庁地域産業経済課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	TEL.0235-66-5490
山形6次産業化サポートセンター （公益財団法人 やまがた農業支援センター）	山形市緑町一丁目9番30号	TEL. 023-673-9888